

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第91回）議事録

第1 開催日時及び場所

平成30年12月7日（金）13時58分～14時59分
於・総務省 第1特別会議室（中央合同庁舎第2号館 8階）

第2 出席した委員（敬称略）

新美 育文（部会長）、川濱 昇（部会長代理）、大谷 和子、
佐藤 治正、藤井 威生、山下 東子、吉田 裕美子（以上7名）

第3 出席した関係職員等

谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、
竹村総合通信基盤局総務課長、山碓事業政策課長、
大村料金サービス課長、大塚料金サービス課企画官
大磯料金サービス課課長補佐、
安東電気通信技術システム課番号企画室長、
梅村消費者行政第一課長、牧野消費者行政第一課課長補佐

第4 議題

（1）答申事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の
認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認
可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の
認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

【諮問第3106号】

（2）諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の
範囲の見直し）について【諮問第3109号】

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について
【諮問第3110号】

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気
通信設備に関する接続約款の変更の認可（コロケーション設備の撤去後の
費用負担に係るルール（6か月前ルール）の変更等に係る改定）について
【諮問第3111号】

エ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休業
止に係る利用者周知義務）について【諮問第3112号】

開 会

○新美部会長 皆様こんにちは。出席の委員がすべておそろいですので、情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会第9 1回を開催致します。

本日の部会には、委員7名が出席されておりますので、定足数は満たされております。

それではお手元の議事次第に従いまして、議事を進行してまいりたいと存じます。本日の議題は答申事項1件、諮問事項4件でございます。どうぞよろしくご審議いただきたいと思います。

議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について【諮問第3106号】

○新美部会長 それでは、諮問第3106号、電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可、これはすなわちユニバーサルサービス交付金制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可についてお諮り致します。

本件は、総務大臣から諮問を受け、本年9月26日開催の当部会において審議を行い、9月27日から10月26日までの間、意見招請を実施したところでございます。

それでは、この件につきまして、総務省からご説明をお願い致します。

○大村料金サービス課長 資料91-1に基づいてご説明させていただきます。

まず、資料4ページは9月の部会の諮問資料でございます。

申請の内容は、5ページにありますように、補填対象額がNTT東日本・西日本合計で65.5億円となっているもので、NTT東日本・西日本ごとの補填対象額から、それぞれの算定自己負担額を除いたものがNTT東日本・西日本に交付される交付金の額として算出されており、6ページの下の方に交付の方法が記されております。

一方で、負担金につきましては、9ページにありますように、合算番号単価は

2円ということであり、番号単価に番号数を乗じた額が負担金の額として計算されるものでございます。また、徴収方法につきましては、11ページ以下にあるとおりでございます。

こちらにつきまして、部会長からご説明いただきましたように意見招請を実施したところ、3ページにありますように、個人の方から1件ご意見が寄せられました。ご意見は、(1)、(2)とあります。(1)は、ユニバーサルサービス制度自体についてのご意見、また、(2)は、負担金の額の計算方法が、番号単価に番号数を掛けるという算定式で計算されることに関するご意見と思われま

す。ご意見に対する考え方ですけれども、(1)に対応して、現在のユニバーサルサービス制度の概要をご説明させていただき記述をした上で、なお書きでユニバーサルサービス制度のあり方についての検討が現在行われていることを記載しております。

また、(2)に対応して、算定対象月の番号数が申請時に確定していないため、算定式を用いていることを記載するとともに、それについてわかりやすい説明に努めていくことが望ましいという旨の考え方を整理させていただいております。

以上を踏まえまして、この諮問についての考え方ですが、12ページ、13ページに審査結果がございまして、審査基準に基づいて審査した結果、いずれも審査事項それぞれについて適当であるということでございます。

また、13ページの一番下でございますが、熊本地震に起因する災害特別損失がNTT西日本の決算に計上されておりました、交付金の額及び負担金の額の計算上これを算入するということについて、算定規則に規定がないことから、算定規則第3条のただし書きに基づく許可申請が提出されております。こちらにつきましては、2段落目にありますように、総務大臣により許可の判断をすることになるわけですが、基本的に妥当なものと認められると示させていただいております。

以上を踏まえて、1ページの答申書の案をご覧ください。この諮問事項について、1にございますように、算定規則第3条の許可がされた場合には認可することが適当と認められるという答申書の案にさせていただいております。この許可については総務大臣のほうで、許可をすることが妥当であると認められるものと考えている旨示させていただいておりますので、それを総合して申し上げますと、認可することが適当ということになろうかと思っております。

ご説明は以上でございます。

○新美部会長 説明ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

特段ご意見、ご質問ございませんようでしたら、この諮問第3106号につき

ましては、お手元の答申案のとおり答申したいと存じますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　ありがとうございます。それでは、案のとおり答申することと致します。

(2) 諮問事項

ア　電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（指定電気通信役務の範囲の見直し）について【諮問第3109号】

○新美部会長　続きまして、今度は諮問事項に入ります。

初めに、諮問第3109号、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案、いわゆる指定電気通信役務の範囲の見直しについてお諮り致します。

それでは、総務省から説明よろしくお願ひします。

○大村料金サービス課長　資料91-2に基づいてご説明させていただきます。

1 ページが諮問書でございます。また、対象となる省令改正案は、最後、7 ページでございます。2 ページ以下の資料でご説明させていただきます。

まず、5 ページをご覧ください。電気通信役務に関する利用者料金規制の基本的な枠組みでございますが、基礎的電気通信役務、指定電気通信役務、特定電気通信役務を提供する電気通信事業者に対しては、契約約款の作成、届出などの規律がかかっております。このうち、今回対象になるのは、指定電気通信役務、ボトルネック設備を設置する電気通信事業者が自ら当該設備を用いて提供するサービスのうち、他事業者の代替的なサービスが十分提供されない電気通信役務でございます。こちらについては、保障契約約款の作成、届出が義務づけられているという制度でございます。

3 ページをご覧ください。この指定電気通信役務の範囲は、3 ページの上の枠でございますように、総務省令で具体的範囲を定めることになっております。その総務省令において、指定電気通信役務の範囲から除かれる電気通信役務が規定されております。現行のところに記載がございますように、①から⑥まで、付加的機能に係る電気通信役務、用途が限定されている電気通信役務、廃止が予定されている電気通信役務、端末設備の提供に係る電気通信役務、試験的電気通信役務、その他利用者利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務が規定されております。

こちらにつきまして、背景がございますように、③の廃止が予定されている電気通信役務について、そのようなものであっても、利用者利益に及ぼす影響が大

きい電気通信役務が含まれ得る状況に変化してきているということがございます。
※印に書いているように、PSTNのIP網への移行などで、まさにそういう議論が行われていたところとっております。

したがいまして、下の図にございますように、③の廃止が予定されている電気通信役務を規定上削除し、廃止が予定されている電気通信役務であるという理由で指定電気通信役務の範囲から除くという一律の判断をするのではなくて、改正後の⑤、個別に利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務に当たるか否かで判断するように改正をしたいと考えているものでございます。

施行期日は、年度初め、来年の4月1日から施行するという事で考えております。

4ページ、スケジュールですが、本日諮問させていただきまして、その後意見招請を1回実施させていただきまして、1月にご答申をいただいた後、速やかに公布し、4月1日から施行するというスケジュールで進めさせていただきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

○新美部会長 説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、よろしくお願ひします。

特にございませんでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告して、広く意見の募集を行うことにしたいと存じます。

本件に関する意見招請は、明日12月8日から1月11日までといたしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。ご賛同いただきましたので、その旨決定することにしたいと存じます。

イ 第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案について
【諮問第3110号】

○新美部会長 続きまして、諮問第3110号、第一種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案についてお諮り致します。

それでは、総務省から説明をよろしくお願ひします。

○大村料金サービス課長 資料91-3に基づきましてご説明させていただきます

す。

先ほどと同様、1ページに諮問書をつけさせていただいております。また、具体的な省令の内容でございますが、こちらは別刷りとさせていただきます。

ご説明は、表紙をめくって3枚目以下の資料でご説明させていただきます。

右肩のページで1ページをご覧くださいと思います。この1ページが改正の概要でございます。まず上の枠の中の1番目ですが、NTT東日本・西日本が設置する一種指定電気通信設備のうち、加入者交換機能や中継交換機能といったPSTNの機能に係る接続料の算定には、現在、長期増分費用方式、いわゆるLRIC方式が適用されております。これについて、今回見直しを行うというものです。具体的には以下の点でございます。

まず、2番目の丸にありますように、現在のLRICモデルにつきましては、3年間、平成28年度から平成30年度までの適用とされております。こちらにつきまして、平成31年度以降のLRIC方式に基づく接続料算定などについて、長期増分費用モデル研究会及び情報通信審議会でご検討いただきまして、その検討結果を踏まえて所要の規定の整備をさせていただくものでございます。

それとともに、3番目の丸にありますように、平成31年度の接続料算定に当たって必要な入力値を更新させていただくものでございます。

また今回、それにあわせまして、4番目の丸にありますように、接続料規則の規定上の表現を洗い直したところ、制度趣旨に照らして、若干明確性に欠くところがあったのではないかとということで、所要の規定の整備をさせていただいているというものでございます。

具体的には、1ページ下の左右にあります2つの省令を改正してございます。左側が第一種指定電気通信設備接続料規則の一部改正でございまして、こちらが省令の本体でございます。①にありますように、長期増分費用モデルの見直し、こちらは後ほどご説明させていただきますが、PSTN-LRICモデルの見直しを行うことに伴いまして、算定方法に係る規定を改正するものでございます。②にありますように、モデルの適用方法の見直しを行っております。こちらは、今回のモデルでは、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルという2つのモデルを算定しているのですが、この組み合わせによる接続料算定をすることとしてございまして、その組み合わせの方法、IP-LRICモデルによる算定方法などについての規定を追加するものでございます。それとあわせまして、③にありますように、平成31年度の接続料算定に用いる入力値の更新を行うものです。

右側が、平成17年の接続料規則の一部を改正する省令の一部改正でござい

す。④にありますように、NTSコストのうち、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入、⑤にありますように、接続料算定に用いる通信量の扱い、前年度下期と当年度上期の通信量を通年化したものをを用いること、また、⑥にありますように、東西均一接続料とすること、これらにつきまして、これまでそのように扱ってきたわけですけれども、平成31年度から平成33年度までの3年間においても、引き続き同様の扱いをするための改正を行うものでございます。

施行期日は、一番下にございますように、平成31年4月1日から施行することとしてございます。

2ページをご覧ください。こちらは改正に至るまでの経緯でございます。下の絵にございますように、長期増分費用モデル研究会で平成28年10月からモデルの検討をしていただき、その報告書を踏まえて情報通信審議会昨年11月からご検討いただき、本年10月にご答申をいただきました。また、入力値につきましては、長期増分費用モデル研究会で本年11月に入力値の見直しについてのご審議をいただいているところでございます。これらの検討の結果を踏まえて省令の改正案を作成して、今回諮問させていただくものでございます。

以下、詳細をご説明させていただきます。3ページはLRIC方式の概要、また、4ページはこれまでの接続料の推移でございますので、参考としてご覧いただければと思います。

5ページですが、LRICモデルとして、第7次LRICモデルまではPSTNを前提としたモデルを作成してきていたところですが、今回作成する第8次モデルでは、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルという2つのモデルを作成しております。これは、下の絵にありますように、コア網について、現在PSTNではIC局、GC局にそれぞれ交換機が置かれて交換をしているわけですが、コア網をIP化して、ルータで交換するようなモデルをつくっているところでございます。したがって、IC局、GC局ではなくて、このコア局、収容局にルータを置くことによって算定されるモデルになっているということでございます。この2つのモデルの適用の方法というのが、先ほどご説明させていただいた組み合わせの方法になってくるということです。

6ページですが、1ページでご説明させていただいた6点に対応して順次ご説明させていただきます。まず1番目、長期増分費用モデルの見直しですが、こちらは第7次モデルまで適用されてきていたPSTN-LRICモデルの見直しでございます。具体的には、下の表にありますように、電力設備等の耐用年数の見直し、駐車スペースのコスト配賦方法の見直し、局舎に設置する電力設備の仕様の追加、また、RT局の蓄電池保持時間の長延化などを行っているものでご

ざいます。

続きまして、7ページが、長期増分費用モデルの適用方法の見直しでございます。現状のところにあります。第8次モデルでは、PSTN-LRICモデルとIP-LRICモデルの2つのモデルを作成しております。こちらについて、適用の方法として、①にありますように、平成31年度から平成33年度までの3年間はIP網を前提とした接続料原価の算定に向けた段階的な移行の時期として対応することとし、②にありますように、段階的な移行の手段として、まずはPSTN-LRICモデルにより接続料を算定致します。しかしながら、③にありますように、それにより価格圧搾のおそれが生じる場合には、PSTNモデルとIPモデルの組み合わせに移行の段階を進めるという考え方になってございます。

この考え方に基きまして、措置のところがございますように、PSTN-LRICモデルに基づく接続料の水準が総務大臣が通知する条件に該当する場合などには、両者の組み合わせにより接続料を算定することにし、そのための組み合わせを適用することとなる条件、その場合の機能、また、組み合わせの方法、さらに組み合わせの片側になるIP-LRICモデルによる算定方法に関する規定を追加するものでございます。左下でございますように、改正省令の附則で、両モデルの組み合わせを適用することとなる条件、また、その組み合わせをする場合の機能と組み合わせの方法、さらにIP-LRICモデルによる算定方法について規定をしているものでございます。

8ページから11ページまでが、この組み合わせによる算定をする場合の機能、また、算定方法の詳細になってございます。こちらについては、若干細かいものですので、説明は省略させていただきます。

続きまして、12ページでございます。3番目の接続料算定に用いる入力値の扱いで、これは毎年度入力値を更新させていただいているものでございます。この入力値の見直しにつきましては、中ほどにございますように、実績値に基づくもの、フォワードルッキング性を考慮して定めるもの、そのほか、経済的耐用年数の見直しを行うものなどがございまして、それぞれについて提案をいただき、その提案を踏まえて検討した結果を長期増分費用モデル研究会でご審議いただいた上で、今回の別表に反映させていただいているというものでございまして、例えば、投資額の算定に必要な値の更新、施設保全費の算定に必要な値の更新などを行っているというものでございます。

13ページでございます。④NTSコスト、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入の継続、⑤接続料算定に用いる通信量の扱い、⑥東西均一接続料の扱いにつきまして、現在の扱いを平成31年度から平成33年度までの3

年間も引き続き適用していくための改正をしたいものでございます。

下に記載しているその他ですが、これらの関係の規定における表現を改めて確認し、規定の明確化のための見直しを行っているものでございます。

16ページをご覧ください。今後のスケジュールですけれども、本日諮問させていただいて、その後、意見招請を1回実施させていただいた上で、1月に接続委員会でご審議いただき、1月25日に予定されている事業部会でご答申をいただければと考えております。適当である旨のご答申をいただければ、その後速やかに公布して、下に書いておりますような省令公布後の手続を経まして、4月1日から来年度の接続料が適用されるように取り運んでいきたいと考えているところでございます。

ご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願い致します。

どうぞ、吉田委員、申し上げます。

○吉田委員　一部改正ということで、4ページに示されている接続料の推移について、年々料金水準が高くなっていますが、利用者料金の影響を考慮していただくなれば、この2つの先ほどの長期増分費用モデルを組み合わせると接続料金の水準の上昇を抑えることができるという今回の措置については、私たちとしては大変重要なことと考えております。

○新美部会長　ありがとうございました。この案についてご賛同ということで、ご意見として賜ります。

ほかにご質問、ご意見ございましたら、申し上げます。

山下委員、申し上げます。

○山下委員　13ページのNTSコストの扱いですが、ユニバーサルサービス制度のところで、これをどう受けるかという、その方針がなければ、接続のほうでも何とも動かせないという仕組みになっていると思います。今後、PSTNモデルからIPモデルへと徐々に移行していきますので、将来的にどうしていくか、2つの分野にまたがっているものですから、全体として考えていただくことが必要ではないかと考えます。

○新美部会長　ありがとうございます。将来に向けての視点をきちんと保持するようにということでのご要望だと承っておきたいと思えます。

ほかにご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては、総務省のほうから、改正案の内容を当該省令改正に伴って改正する関連指針とともに報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告し、広く意見の募集を行うことといたしたいと存じます。

また、本件は意見招請を経た情報通信審議会の答申に基づく改正であること、本件改正を踏まえた接続約款が来年度速やかに適用されることが接続事業者にとって望ましいことから、意見招請は1回といたしまして、期間は明日12月8日から1月11日までにしたと存じます。その後、接続委員会において調査・検討していただいた上で、最終的に当部会として答申をまとめることにしてはいかがかと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。その旨決定させていただきたいと存じます。

ウ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(コロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルール(6か月前ルール)の変更等に係る改定)について【諮問第3111号】

○新美部会長 それでは、次の諮問案件に移りたいと思います。諮問第3111号、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可、すなわちコロケーション設備の撤去後の費用負担に係るルールの変更等に係る改定についてお諮り致します。

それでは、総務省からご説明よろしくお願ひ致します。

○大村料金サービス課長 資料91-4に基づきましてご説明させていただきます。

1ページが諮問書でございまして、具体的な申請書につきましては、12ページからNTT東日本からの申請書、36ページからNTT西日本からの申請書をそれぞれ添付させていただいてございます。2ページ以下の資料に基づいてご説明させていただきます。

まず、下のページで6ページ、右肩のページですと4ページをご覧ください。こちらは、皆様ご存じとは思いますが、コロケーションとはどういうものなのかの説明でございます。第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物などにおいて、接続事業者が接続に必要な装置を設置することがコロケーションと呼ばれているもので、このコロケーションに関するルールの変更、見直しが今回の内容でございます。

具体的には、下のページで3ページをご覧ください。概要をこちら1枚にまとめております。上の枠の中の1番目の丸にございますように、NTT東日本・西日本の局舎等でのコロケーションについて、現在、接続事業者が設置した設備を撤去する際に一律6か月分の費用を負担するというルール、いわゆる6か月前ル

ールがあり、6か月経過前に設備撤去が完了したとしても、6か月分の利用料相当額を負担しなければならないことから、費用負担上公平ではない、また、設備撤去を早く実施しようとするインセンティブも発生しない仕組みとなっているということが「接続料の算定に関する研究会」の報告書で指摘をされていたところです。

具体的には、左下の図の「現在」のところにありますように、撤去を申請し、その後撤去が完了したとしても、撤去申請から6か月後までの利用料相当額を支払わなければならないということで、撤去完了後も利用料相当額を払わなければならないことが撤去時の費用負担の課題になっています。

こちらについて、2番目の丸にありますように、接続事業者が、その責任で実際にコロケーションスペースを留保する期間に応じて費用を負担するルールに変更し、スペースをより早期に解放するのであれば、より少ない負担で済むようにするという改正をしようというものでございます。左下の「今後」のところにありますように、撤去申請をして実際に撤去が完了したら、そこまでの間の利用料金で済むようにし、その後の利用料金相当額は支払わなくても済むようにしようというものでございます。

一方で、これを行う反対側、資料の右側ですが、新設時については、現在、調査の申込みをし、調査の回答を受け、自前の工事の申込みをし、電力設備が整い、といういろいろな段階がありますが、新設時に料金がかかるのは、自前の工事に着手した後となっております。それまでは、POI調査の回答からスペース等を留保することとなっており、この部分については無料で留保が可能となっておりますが、先ほどの撤去時の費用負担の見直しの反対側として、「今後」にございますように、調査の回答を受けた段階で留保することになりますので、その段階から利用料金を支払うという見直しをするということでございます。

しかしながら、下の図の点線で描いているところですが、NTT東日本・西日本側が準備に必要な作業の期間があるということで、NTT東日本・西日本側での準備作業期間については、料金は発生しないという形で調整をするという案になっております。

これらにつきまして、上の3番目の丸にありますように、約款上若干規定が明確ではなく、約款に基づく契約を根拠として行われていたものもありましたので、それについて、透明性確保の観点から、変更後のルールは原則として約款に明記したものにするを考えているということでございます。

なお、4番目の丸でございますが、先ほど1番目の丸でご説明させていただいたように、「接続料の算定に関する研究会」の報告書で指摘された課題について、総務省からNTT東日本・西日本に宛てて昨年9月に見直しの検討を要請してい

ており、その対応として、今回の見直しをいただいたということです。

想定スケジュールは、下に書いておりますように、2回の意見招請をした上で、2月ごろの接続委員会で調査・検討いただき、2月15日の部会でご審議・答申をいただければと考えております。

2ページ、3ページは約款での具体的な規定の概要を説明させていただいたものです。こちらについては、実際には、図にございますように、スペース、受発電設備、整流器等、電気料、保守料などに分けて、より詳細に具体的に規定をしているということですが、若干細かくなりますので、説明は割愛させていただきたいと思います。

ご説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員　以前、私も議論に参加しましたが、改めて確認させて下さい。

撤去時の費用負担について、撤去後、払うのは公平ではないのではないかということと、できるだけ速やかに早く撤去が済むようにということの両方の目的が書いてありますが、負担がなくなるのは理解できますが、なぜ撤去が早く進むインセンティブが生まれるのかということをもう一回確認したいので、教えていただけますか。

○大村料金サービス課長　3ページの真ん中、左側の図のとおりでございますが、現在は、撤去を申請して、その後いつ設備を撤去したとしても利用料金相当額を6か月分支払わなければならないことになっておりますので、申請から6か月間は、いつ撤去しても支払う利用料金相当額は変わらないということになっておりますが、こちらを、「今後」にあるように、撤去完了した後は支払いが必要ないというふうに見直すこととしたならば、当然のことながら、早めに撤去することになるのではないかと考えます。

○佐藤委員　撤去する主体は、接続事業者なので、接続事業者が支払いを減らすために早く設備の撤去を済ませるインセンティブが生まれるという意味で理解しました。ありがとうございます。

○新美部会長　よろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございましたら、よろしく申し上げます。

山下委員、お願いします。

○山下委員　3ページ、パワーポイントの1の新設時の費用負担の今後ですが、POI調査回答から自前工事申し込みの間に小さな青い矢印があります。これはPOI調査の回答後、一応料金が発生するということですか。これは1か月単位

でしょうか。

○大磯料金サービス課課長補佐　　しっかり確認がとれないままでのお答えで恐縮ですけれども、基本的に日割り計算と認識しています。

○山下委員　　日割り計算で、了解しました。

○新美部会長　　ほかに質問、ご意見ございましたらお願いします。

藤井委員、お願いします。

○藤井委員　　少し、戻りますが、同じページの撤去の話ですが、撤去の申請をしてから完了までの期間で料金を決めるのはいいと思いますが、逆に工事に入るための日程調整で遅れることは、今のところないと考えてよろしいですか。基本的にはスムーズに工事に入りたければ入れるという体制はできていると思って問題ないですか。

○大磯料金サービス課課長補佐　　ありがとうございます。この撤去時のところで、ご指摘のような問題が顕在化しているとは聞いておりません。もし今後そのような事態が発生するようであれば、注視してまいりたいと思います。

○藤井委員　　了解しました。

○新美部会長　　ほかにご質問、ご意見ございましたら、お願いします。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネット等に掲載するなどして公告をいたしまして、広く意見の募集を行うことと致します。本件に関する意見招請は、先ほど説明がありましたように2回実施することといたしまして、第1回目の意見募集期間は、明日12月8日から1月11日までと致します。その後2回目の意見招請を行ってから、接続委員会において調査・検討していただきまして、その上で、最終的に当部会として答申をまとめることとしたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長　　それでは、ご了承いただいたということで、その旨決定することと致します。

エ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案（電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務）について【諮問第3112号】

○新美部会長　　続きまして、諮問第3112号、電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案、すなわち電気通信業務の休廃止に係る利用者周知義務について審議をお願いしたいと存じます。

それでは、総務省からご説明お願い致します。

○梅村消費者行政第一課長　消費者行政第一課長、梅村でございます。資料9 1-5をお願い致します。諮問書が1ページ、改正案は15ページからとなりますが、3ページからの概要資料でご説明させていただきます。

1枚おめくりいただきまして、右肩2ページでございます。平成29年9月の情報通信審議会答申の固定電話網の円滑な移行の在り方を踏まえまして、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスを休廃止する際の利用者保護を図るため、事業者に対し利用者周知に関する事前届出を課すことにより、行政が事業者の取り組み状況の確認などをするための制度を整備してございます。こちらについては、今年の5月に成立、公布されました電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律でございます。

背景等が、左下に書いてございます。1ポツにありますように、固定電話網のIP網への移行等を背景に、利用者の利益に及ぼす影響が大きいサービス、NTT東西のINSネットといったものが終了予定となっております。一方で、現行の退出規律は事後届出制でございますので、事業者による利用者周知の取り組みが十分・適切でない場合の事前の対応は困難でございました。こちらを右側のようなイメージにするということをごさしまして、事業者による利用者周知の内容に関する事前届出を設けることによりまして、あらかじめ行政が確認をすることで、必要に応じて利用者保護を図るために必要な対応を事業者に求めることが可能になるというものでございます。

3ページでございまして、今申し上げました利用者周知の内容の事前届出以外にも、今回、休廃止に係る利用者周知義務を拡充してございます。具体的には左にございますが、1つ目、休廃止に係る利用者への周知につきましては、今回新たに周知事項等を省令で規定することにしてございます。2つ目は、今申し上げた事前届出でございます。3つ目の休廃止に関する情報の総務大臣による整理・公表も行われることとしてございます。

これを受けまして、一番下でございますが、改正省令で定める事項といたしましては、以下4つがございます。以下4つにつきまして、次のページからそれぞれご説明をさせていただきます。

4ページでございまして、改正事項(1)、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務に係る業務の休廃止について、こちらにつきましては、以下を規定させていただいております。1つ目が、基礎的電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止、こちらは国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務であることから、利用者の利益に及ぼす影響が大きいということでございます。

2つ目が、指定電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止ということござい

ます。こちら他事業者による代替的な電気通信役務が十分にされない役務であることから、利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられるものでございます。

3つ目が、周知開始予定年度の前年度末における契約数、こちらは卸電気通信役務を提供している場合は、卸先の契約数を自らの契約数に含むとしてございますが、こちらが100万以上である電気通信役務に係る業務の休廃止ということでございます。こちらは①とか②以外でも一定以上の契約数を有する電気通信役務の休廃止がされる場合には、多くの利用者において移行先となり得る業務の検討、選択を迫られるということでございます。総体的に利用者の利益に及ぼす影響が大きいと考えられることから、こうした基準を設けさせていただきたいということでございます。

5ページでございます。利用者への周知方法、周知事項でございます。1つ目が周知の時期、こちらは休廃止の30日前までとさせていただいております。こちらは現状、ガイドラインにおきまして、少なくとも1カ月前までを目途として周知させることを求めておりますが、これを省令により明確化するものでございます。括弧にございますように、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務については、休廃止の1年前までとさせていただいております。

2ポツでございますが、周知の手段につきましては、①から⑤でございます。①対面による説明、②電話又はこれに類する双方向の通信、③書面の交付、④電子メールによる連絡、⑤ホームページにおける連絡。ただ、ホームページにおける連絡は、括弧書きにございますように、このサービスを利用する際に必ずその画面が表示されることが必要としております。すなわち①から⑤全て個別周知を図るという方法によることとしてございます。

3ポツでございます。周知事項でございます。こちらは以下の事項について周知させなければならないということで、休廃止する電気通信業務の内容、休廃止する年月日、休止する場合はその期間、休廃止の理由、利用者が苦情または問い合わせを行うための連絡先、休廃止するサービスの代替サービス、休廃止するサービスに関する利用者の被害の発生防止に資する情報、これは詐欺防止のための情報などでございます。

おめくりいただきまして、右肩6ページでございます。事前届出の方法でございます。こちらは利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみ事前の届出で周知方法を把握するということでございますが、30日前までに届出書を提出いただくこととしてございます。

2ポツでございますが、届出書の記載事項を規定してございますが、先ほどの利用者への周知事項にあわせまして、下線を付した周知の開始を予定する年月日、周知の実施期間、そして、一番下の周知の実施方法についても届出書に含めてい

ただくこととしてございます。

7ページでございます。改正事項(4)、総務大臣が整理・公表する情報のうち省令で定める情報でございます。こちらにも利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務のみにかかわるものでございます。こちらにつきましては、事業者から2つの届出、これは休廃止の周知に係る事前届出と、休廃止の事後届出が出るようになっておりますが、これ以外の情報として、周知に際して行われた他事業者との連携に関する情報、休廃止するサービスの代替サービスの提供に関する情報、また、利用者その他の利害関係者から聴取した意見に関する情報といったものも含めて整理・公表することとさせていただいております。

8ページ以降は、経過措置も設けるということで書かせていただいております。8ページにつきましては、通常の電気通信役務の休廃止ということでございまして、9ページ、10ページが利用者への影響が大きい電気通信役務の休廃止の場合というふうに分けて規定させていただくこととしております。こちらにつきましても、意見募集を1月11日まで行わせていただき、また、次の審議会におきましての答申を期待させていただいているものでございます。

説明は以上でございます。

○新美部会長　ご説明ありがとうございました。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見ございましたらよろしくお願ひします。

どうぞ、大谷委員。

○大谷委員　ご説明ありがとうございました。基本的なご質問で恐縮ですが、資料2ページの現状のところ、PSTNの廃止に伴うIP網への移行を背景とした例、休廃止に至るサービスの例としてINSネットの例が出ているところですが、このINSネットというのは、対象範囲で言えば指定電気通信役務に係る業務の休廃止と受けとめて、当然対象になってくると思われませんが、実際の加入電話のサービスそのものについてはメタルIPからメタルIPという形で休廃止には至っていないと見るのか、それとも、やはり一定の範囲で接続事業者等への影響も大きいということで対象としているのか、補足のご説明をお願いします。

○新美部会長　総務省から、ご説明よろしくお願ひ致します。

○梅村消費者行政第一課長　今ご指摘いただきましたINSネット、ISDNに関しましては、ご指摘のとおり指定電気通信役務に含まれるということでございまして、この休廃止に当たっては、影響が大きい役務に係る業務の休廃止に当たるということでございます。

また、加入電話につきましては、ユニバーサルサービス、基礎的電気通信役務に含まれますので、こういったものの休廃止の場合には、この制度の対象となるということでございます。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 今後、PSTNを経由せずにIP網を経由するという形でサービスが継続されるとしても、それは休廃止という位置づけにして、この退出規律の対象にすることになるのか、或いは、その部分は休廃止ではないと見るのかについてはいかがですか。基本的な質問で恐縮ですが、IP網に移行することによって、役務として休廃止されたと見るのか、いや、それは違う形で継続しているとするのかについての考え方について、改めて再確認をさせていただきたいという趣旨でございます。

○安東電気通信技術システム課番号企画室長 この休廃止に関する議論が行われました答申の議論の中におきましては、まずNTTの加入電話がメタルIP電話に2024年1月に切りかわるときの契約のあり方についての議論がございました。当時はNTT東西から、一旦この加入電話というもののサービスは終えて、約款を切りかえて、丸々廃止して新しいメタルIP約款で契約をし直すという案が出ておりましたけれども、これにつきましては利用者への影響も大きいということもございまして、加入電話の約款の中身を大幅に修正、改正するというところで、それを引き続き、中身は大きく変わりますが、メタルIP電話約款という形で引き継いでいくということが、また改めて議論の過程の中で提案されておまして、それについて、最終的にどちらでいいという結論ではないですが、ユーザーにわかりやすい形で契約の移行が進むように、今後も適正な検討を続けてくださいという答申の方向性をいただいたと認識しております。

そういう結果を踏まえますと、これからNTT東西が加入電話からメタルIP電話に切りかえる作業をするときに約款をどのように変更していくかということについて、よく確認をさせていただきたいと思っております。その内容によって、この適用があるのか、終了という形で評価されるのか、それとも継続という形で評価されるのかという点につきましては判断をしまいたいと、答申の流れとしてはそのようなことでございます。

したがって、適用されるかどうかも含めて、具体的な約款のつくりというものを、今後2024年に向かって、22年あたりには確定的なものをNTT東西が周知するというふうに、その答申のほうでも表明していたものでございますので、そこに向けて総務省としても確認をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○新美部会長 よろしいでしょうか。

○大谷委員 ありがとうございます。

○新美部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかご質問、ご意見ございましたら、お願い致します。よろし

いでしょうか。

それでは、本件につきましては、当審議会の議事規則第4条第1項の規定に従いまして、諮問された内容を本日の部会長会見で報道発表するほか、インターネットに掲載するなどして公告をいたしまして、広く意見募集を行うことと致します。本件に関する意見招請は、明日12月8日から1月11日までと致しますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美部会長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただけたということで、その旨決定することと致します。

閉 会

○新美部会長 それでは、本日本日予定の議題は全て終了いたしました。この機会に、委員の皆様から何かご意見等がございましたら、お願いします。
大谷委員どうぞ。

○大谷委員 ありがとうございます。昨日のソフトバンクの通信サービスの4時間余りの停止については、総務省としても対応されると報道されているところでして、法律どおりであればそのとおりかと思いますが、報道によりますと、機器メーカーの設備に非常に問題があって、日本だけではなく海外でも同じようなトラブルが発生しているようですが、制度上は、電気通信サービスを提供されているソフトバンクに対しての何らかのご指導ということになり、機器メーカーに対しての何か特別な対応というのはとれない形になっているかと思えますけれども、制度上の対応とは別に、機器、交換機のソフトの状況などについて何らかの聞き取り調査をし、今後の再発防止などについての確認をとるとかいった動きが予定されているのかどうかについて、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○新美部会長 お答えられる情報がございましたら、よろしくお願いします。

○秋本電気通信事業部長 それでは、回答させていただきます。昨日の通信事故を受けまして、本日、ソフトバンクから話を聴取しております。電気通信事業法第28条の重大事項に該当する蓋然性が高いということで、30日以内に報告するよう求めているところでございます。しっかりと原因と理由、そして再発防止策を検討していただきたいということで、報告を求めて、報告書が出てまいりました後、電気通信事故検証会議という会議体がございます。こちらで事故の原因をさらに専門家の有識者の方々に究明いただきまして、総務省としてその後の必要な措置を検証してまいりたいと思います。

また、大谷委員からご質問がございましたとおり、基本は電気通信事業者の方々からその報告を求めるといふことでございますけれども、設備の制御をソフトウェアですることが今後も増えてまいりますので、その事業者を通じてか、あるいは機器メーカーに対しましても協力いただける範囲で原因をお伺いして、今後の設備規律のあり方を検証してまいりたいと思っております。

○新美部会長 どうもありがとうございます。大谷委員、よろしいでしょうか。

○大谷委員 ありがとうございます。

○新美部会長 どうもご回答ありがとうございます。

ほかに何かご発言がございましたら、よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございましたら、申し上げます。

○佐藤情報流通行政局総務課課長補佐 次回の電気通信事業部会につきましては、来月1月25日午後の開催を予定しております。詳細につきましては別途ご連絡差し上げますので、よろしくお願い致します。

以上でございます。

○新美部会長 どうもありがとうございます。

それでは、長時間熱心にご議論いただきまして、ありがとうございました。以上をもちまして、本日の会合を終了いたしたいと存じます。どうもありがとうございました。

閉 会